

資料提供(投げ込み) 令和2年4月10日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 資産税課 (電話059-229-3132)	政策財務部資産税担当参事(兼) 資産税課長 橋本 知巳

令和2年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産） 納税通知書の重複送付について

このことについて、令和2年4月1日に送付した令和2年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書（以下「通知書」という。）の一部が重複して送付されていたことが判明しました。

1 主な経過

令和2年4月1日（水）に、令和2年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書（以下「通知書」という。）を送付しましたが、同月7日（火）午後6時頃、納税義務者のうち、共有代表者の住所を同年3月に変更した方から電話連絡があり、旧住所地宛の通知書と新住所地宛の通知書の2通の同じ課税内容の通知書を重複して送付していたことが判明しました。

当該電話連絡を受け、令和2年4月7日（火）から同月9日（木）正午まで調査したところ、共有代表者50名に対し63通の通知書を重複して送付していたことが判明しました。

2 その後の対応

令和2年4月9日（木）午後1時頃から同月10日（金）午後2時頃まで、通知書を重複して送付した共有代表者50名のうち、48名の方について電話、訪問等によりお詫びするとともに、誤って送付した旧住所地宛の通知書の回収の協力を依頼し、同日時点で連絡の取れない2名を除き、ほぼ回収の見込みが立ちました。

連絡の取れない2名の方については、引き続き対応します。

3 原因

共有代表者の通知書の作成過程において、令和2年2月上旬時点の住所地で一旦通知書を作成し、その後、共有代表者について住所変更の有無を調査し、住所が変更されていた場合は、改めて新住所地宛の通知書を作成して送付していますが、その際、旧住所地宛の通知書を廃棄しないまま送付作業を行ったことが原因です。

4 今後の対応

通知書の送付前に、旧住所地宛の通知書を廃棄したことを確認する作業を徹底します。具体的には、資産税課の職員のうち、送付前点検担当者3名を予め決めておき、各担当者による三重のチェックを行うことで、再発を防止します。